



デンプンリン酸エステルナトリウムを 販売等している場合は申し出てください。

デンプンリン酸エステルナトリウムとは、食品衛生法第10条の規定に基づき指定されている添加物です。主な用途は増粘剤（安定剤）
厚生労働省は、販売等の流通実態を調査の上、実態がなければ指定を取り消すこととしています。指定が取り消された場合、販売等が禁止されます。
販売等している場合は、下記により厚生労働省に申し出てください。

申出期間：平成20年3月31日まで

申出方法：下記の申出書に販売等の実績を示す書類を添付し、次の宛先にファックス又は電子メールで事前に連絡の上、郵送してください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課添加物係

電話 03-5253-1111（代表）（内線2453，4282）

FAX 03-3501-4868

【申出書の様式】

デンプンリン酸エステルナトリウムの販売等の申出書

販売実績等 (販売/使用期間、数量等)	
使用目的及び 使用方法	
備考	

デンプンリン酸エステルナトリウムについては、販売等の実績があることから別添の書類を添付して報告します。

平成20年 月 日

住所

企業等の名称

担当者連絡先

(所属、氏名、電話、FAX、メールアドレス)

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長 殿

送付先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL03(5253)1111 FAX03(3501)4868